青森県特定水産動植物採捕許可事務処理要領

令和３年２月１０日制定

（趣旨）

第１　この要領は、漁業法施行規則（令和２年農林水産省令第４７号。以下「規則」という。）第４２条第１項の規定による試験研究又は教育実習（以下「試験研究等」という。）のための特定水産動植物の採捕の許可（以下「特定水産動植物の採捕許可」という。）の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（許可の申請）

第２　規則第４２条第３項の規定による申請（以下「採捕許可申請」という。）は、特定水産動植物採捕許可申請書（第１号様式）により行わなければならない。

２　特定水産動植物の採捕に船舶を使用するときは、採捕許可申請は船舶ごとに行わなければならない。

３　第１項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該採捕許可申請に係る試験研究等について、青森県漁業調整規則（令和２年青森県規則第５９号）第４８条第２項の規定による申請を併せて行う場合は、当該申請の際に提出した書類については、添付を省略することができる。

（１）採捕に従事する者の氏名及び住所を記載した試験研究等に係る計画書

（２）申請者及び採捕に従事する者が暴力団員等に該当しないこと等を誓約する宣誓書（第２号様式）

（３）使用する船舶を用船する場合は、船舶使用承諾書及び当該船舶の所有者の印鑑登録証明書

（４）漁船でない船舶を使用する場合は、船舶検査済票の写し

（５）共同漁業権の漁場の区域において試験研究等を行う場合にあっては、当該漁業権を有する者が試験研究等に同意していることを証する書面（ただし、当該漁場の漁業権を有する者が採捕許可申請をする場合を除く。）

（６）採捕許可申請に係る試験研究等が国又は地方公共団体からの委託により行われる場合は、当該委託に係る契約書の写し

（７）その他知事が必要と認める書類

（許可証の交付）

第３　規則第４２条第６項の許可証（以下「許可証」という。）は、特定水産動植物採捕許可証（第３号様式）によるものとする。

（不許可の通知）

第４　知事は、特定水産動植物の採捕許可をしないときは、申請者に特定水産動植物採捕不許可通知書（第４号様式）により通知するものとする。

（許可証の再交付）

第５　規則第４２条第７項の申請は、特定水産動植物採捕許可証再交付申請書（第５号様式）により行わなければならない。

（許可証等の記載事項の変更）

第６　許可証の記載事項に変更が生じた場合は、当該許可証の交付を受けた者は、その交付を受けた許可証を返納するとともに、変更が生じた事項に係る書類を添えて、特定水産動植物採捕許可申請書により採捕許可申請をしなければならない。

２　試験研究等に係る計画書に変更が生じた場合には、変更後の試験研究等に係る計画書を提出しなければならない。

（許可の条件）

第７　許可するに当たって、次に掲げる条件を付ける。また、必要に応じて個別にその他の条件を付けることがある。

（１）責任者が立ち会わなければならない。

（２）漁業権漁業を妨げてはならない。（漁業権漁場で試験研究等を行う場合に限る。）

（採捕の結果の報告）

第８　規則第４２条第１０項の報告は、当該許可に係る許可の有効期間の終了後３０日以内に、特定水産動植物採捕結果報告書（第６号様式）により行うものとする。

　　附則

（施行期日）

　この要領は、令和３年２月１０日から施行する。

第１号様式

特定水産動植物採捕許可申請書

　年　　月　　日

青森県知事　○○　○○　殿

住　　所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏　　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

　下記により特定水産動植物の採捕の許可を受けたいので、漁業法施行規則第４２条第３項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　採捕の目的

２　採捕しようとする特定水産動植物の種類及び数量

３　漁具又は漁法

４　採捕区域

５　採捕期間

６　使用船舶

1. 船名
2. 漁船登録番号（又は船舶番号）
3. 総トン数
4. 推進機関の種類及び馬力数

７　その他参考となるべき事項

第２号様式

宣誓書

年　　月　　日

青森県知事　〇〇　〇〇　殿

住　　所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏　　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

１　私は、次の（１）から（４）までのいずれにも該当しないことを誓約します。

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

（２）申請者が法人の場合にあっては、その役員の中に暴力団員等に該当する者があるもの

（３）暴力団員等によってその事業活動が支配されている者

（４）申請者が法人の場合にあっては、その役員の中に暴力団員等によってその事業活動が支配されている者に該当する者があるもの

２　また、採捕に従事する者（採捕の責任者を含む。）の中に、暴力団員等に該当する者又は暴力団員等によってその事業活動が支配されている者がいないことを宣誓します。

第３号様式

|  |
| --- |
|  　　　　特定採捕第 号特定水産動植物採捕許可証住　所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）氏　名（法人にあっては、名称） |
| 採捕する特定水産動植物 |  |
| 条件 | 特定水産動植物の種類及び数量 |  |
| 漁具又は漁法 |  |
| 採捕区域 |  |
| 採捕期間 |  |
| 使用船舶 | 船名 |  |
| 漁船登録番号(又は船舶番号) |  |
| 総トン数 |  |
| 推進機関の種類及び馬力数 |  |
| その他の条件 |  |
| 許可の有効期間 | 年　　月　　日　から　　年　　月　　日 |
|  年 月 日 　　　　　　　青森県知事　　〇〇　〇〇　　印 |

第４号様式

文　　書　　番　　号

　年　　月　　日

特定水産動植物採捕不許可通知書

○○　○○　殿

青森県知事　〇〇　〇〇　印

年　　月　　日付けで申請のあった特定水産動植物採捕許可申請については、下記の理由により許可しないことに決定しましたので通知します。

記

１　採捕しようとする特定水産動植物の種類及び数量

２　不許可の理由

（行政不服審査法の教示）

第５号様式

年　　月　　日

特定水産動植物採捕許可証再交付申請書

青森県知事　〇〇　〇〇　殿

住　　所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏　　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記により特定水産動植物採捕許可証の再交付を受けたいので、漁業法施行規則第４２条第７項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１ 許可番号

２　許可年月日

３ 再交付の理由

第６号様式

　年　　月　　日

特定水産動植物採捕結果報告書

青森県知事　〇〇　〇〇　殿

住　　所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏　　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

　　　年　　月　　日付け特定採捕第　　号により許可を受けた特定水産動植物の採捕について、漁業法施行規則第４２条第１０項の規定により、下記のとおり結果を報告します。

記

１　特定水産動植物の種類

２　採捕の期間

３　採捕の方法（及び採捕に従事した者）

４　採捕した数量

５　その他

※　採捕の目的や当該結果報告書の記載内容と実際の採捕の内容とが合致していることが分かる書類等を適宜添付すること。